

## 様式第5号

### 大津町競争入札参加資格有資格者の指名停止措置について

#### 1 指名停止を受けた業者

- (1) 住 所 東京都渋谷区 本町一丁目 13番3号
- (2) 商 号 株式会社トーニチコンサルタント
- (3) 代表者名 代表取締役 横井 輝明

#### 2 指名停止措置の期間

令和8年1月30日から令和8年5月13日まで（3か月と2週間）

#### 3 事実の概要

上記会社は、他の入札参加業者らと共に、特定跨線橋点検等業務の入札において、遅くとも令和3年（2021年）2月19日以降、独占禁止法（昭和22年法律第54号）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年（2025年）12月19日、公正取引委員会からそれぞれ排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた（株式会社トーニチコンサルタントは、課徴金減免制度の適用あり）。

#### 4 指名停止措置の理由

大津町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱に定める別表第2第5号該当により、株式会社トーニチコンサルタントを3か月と2週間の指名停止とする。

#### 《指名停止等の措置要領第2条第1項に定める別表第2第5号》

措置要件	期間
5 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、町工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。 (1) 県内における業務に関する違反行為 <u>(2) (1)以外の業務に関する違反行為</u>	当該認定をした日から 12か月以上 24か月以内 <u>6か月以上 12か月以内</u>

大津町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱第4条第3項により2分の1の期間とする。

#### 〈問合せ先〉

大津町役場総務部財政課契約管理係  
電話 096-293-3555（直通）